

## 米軍の調達に関連する免税（昭和27年12月）

### 米軍の調達に関する免税

行政協定第12条第3項に基づく物品税、通行税、揮発油税及び電気ガス税の免除について、昭和27年12月の日米合同委員会において、次のように合意されている。

物品税、揮発油税、通行税及び通行ガス税の免除に関する合意（昭和27年12月、行政協定第12条第3項の条項を実施するため日本における合衆国軍隊の公用調達に対する物品税、揮発油税、通行税及び電気ガス税の免除の方針及び手続について）

- (1) 目的 合衆国軍隊に係る資材、需品、備品及び役務の公用のための調達について、物品税、揮発油税、通行税及び電気ガス税の支払又は支払免除に関する方針及び手続を定める。
- (2) 適用 本合意は合衆国軍隊による資材、需品、備品及び役務の調達に対して適用されるが、ここにいう調達とは予算配賦により又は債務負担行為の承認により合衆国調達機関に提供される資金によって行なう調達であって、合衆国政府によって予算支出された資金、日本政府により米国政府に提供された資金及び他の源泉から米国に提供された資金による調達を含むものである。
- (3) 定義
  - 主契約 合衆国によりなされた契約を意味し、合衆国が締結したあらゆる契約協定、購入注文、書簡契約又は予備契約を含む。
  - 副契約 合衆国のための他の契約又は他の副契約の履行に必要な作業の全部又は一部を遂行し若しくは右履行に必要な物品を製造し又は提供するための購入又は契約を意味する。
  - 公用 いかなる物品も次の場合には、合衆国の公用のため販売されるとみなされる。
    - (i) その物品が在日合衆国軍隊及び日本政府にとって相互に合意しうる条件に従って、合衆国軍隊によって利用せられ又は処分せられるために合衆国に対して販売される場合
    - (ii) その物品が合衆国の契約に基づいて、合衆国に販売された物品若しくは建設、修理等の行われる建築物又は工作物に合体せられる場合で合衆国の契約に基づく契約者又は副契約者に販売せられる場合
- (4) 方針
  - (a) 合衆国軍隊としては、すべての承認された免税を利用するよう努力を払うものとする。
  - (b) いかなる米軍契約官又はその権限ある代理人も、本合意の方針に合致しない方法では、免税証明書を一切発行しないものとする。
  - (c) 主契約者は副契約者の行う購入について免税証明書を発行する権限を有しない。
  - (d) 1,000ドル以下の額の調達については、軽減を獲得するための事務上の負担が獲得される軽減に対して均衡を失する程大きいので、免税を求める必要はない。
- (5) 免税の適用
  - (a) 物品税
    - (i) 物品販売者たる合衆国軍隊との主契約者が当該物品の準製造又は加工の為の供給者に対し、原材料、役務又は資金を提供する場合には、物品税法の適用上主契約者が製造者と見做される。この場合免税証明書は主契約者のために発給されるものとする。本規定は行政協定第14条の規定に基づく契約者に対しては適用されない。
    - (ii) 主契約者が前記(i)以外の条件で副契約者から課税対象となる構成部品又は物品を購入する場合には、その副契約者が製造者と見做される。この場合、免税証明書は免税の利益を獲得するため副契約者に発給される。
  - (b) 揮発油税

揮発油税は元売業者（精製業者又は保税地域から揮発油を受領するその他の者）に対し課せられ、その徴収は通常引渡しの際行われる。

(c) 通行税

合衆国の軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が公用のために鉄道等を利用する時は通行税が免除される。具体的には軍の才出金によりその料金が支払われる場合を免除する。これには、軍隊が団体として利用する場合及び構成員、軍属等が公用のため出張しその旅費が軍の輸送担当官により発行される旅行請求書に基づいて、軍の才出金から国鉄等に対して直接支払がなされる場合が含まれる。ただし個人が私用のため又は才出外資金が支払う運賃は通行税が課せられる。

(6) 免税証明書の様式と発行方法 略

(7) 免税証明書の管理

(a) 発行されたが使用されなかった証明書又は誤って発行された証明書、不完全にされた証明書又は他の方法で使用しがたいものとされた証明書は、米軍の発行契約官へ返され、担当官はこれを破棄するものとする。

(b) 紛失又は破棄された免税証明書を発行した米軍の契約担当官は次によって契約者又は他の適当な当事者に対して代替証明書を発行する権限を与えられる。

(i) 証明者が契約者に発行された後に紛失又は破棄された場合には、契約者は証明書が紛失又は破棄されたことを立証し得る署名入りの文書を提出するとともに、代替証明書の発行を要請しなければならない。

(ii) 免税証明書が合衆国軍隊の調達機関により紛失され、又は破棄された場合は、代替証明書はその紛失を認めた前記機関により請求され、同機関に対して発行されるが、その代替証明書には「本証明書は、紛失された（又は破棄された）第 号に代えて発行されたものである。」旨を適当な表現によって明示するものとする。

---

## 契約調停委員会調停手続（昭和28年4月）

### 契約調停委員会調停手続

契約調停委員会の目的、構成、機能及び権限並びに委員会がその職責を十分に遂行するための必要な事務上の手続について、昭和28年4月日米合同委員会に於て合意が成立している。

なお、当委員会が個々の紛争事案の調停を行うのみならず、調達のやり方に関する集団的苦情を取り上げて検討すること、又、個々の事案の調停を全て当委員会が扱うことの困難性を認めて、各地方調達局が地方的段階でこれらの紛争を事前に斡旋して解決につとめることも本合意中に規定されている。

---

## 基本労務契約に関する事項（昭和31年9月）

### 基本労務契約に関する事項

旧基本労務契約は占領期間中の昭和26年5月26日付米軍司令によって作成されたものであるもので、平和条約発効後これの全面的改訂を企図し、合同委員会の下部機構として労務契約交渉特別分科委員会が設置され、対米折衝を重ねた。その結果、昭和31年9月契約改定に関する次の指針につき日米間の合意をみ、合同委員会の承認を得た。

1. 新労務契約交渉は、日本政府を代表する調達庁と在日米国軍を代表する米国契約担当官との間に行われる。
2. 過去における日米間の新労務契約交渉の際協議された文書の内容を今後の交渉の際の基礎とし、かつ、適用される日米両国の法規に妥当な配慮を払う。
3. 両国契約当事者によって解決することのできない問題は解決を求めるため労務契約交渉特別分科委員会に付託する。
4. 両国契約当事者間に一致を見た協定は実施する前に労務契約交渉特別分科委員会に報告する。この指針に基づき調達庁と米軍契約担当官との間で契約改定の協議が行われ、昭和32年9月18日現行基本労務契約（及び昭和33年4月30日現行船員契約）の締結をみたものである。

-----

### 調達調整品目リスト（昭和37年4月）

#### 調達調整品目リスト

行政協定第12条第2項に基き、当該品目の調達が日本国の経済に不利な影響を与えることを防止するため、在日米軍が日本政府との調整の上で調達すべき品目を、毎年日米合同委員会において取極めるが、昭和34年度分調達調整品目については次のように合意されている。

#### 第1部 事前調整を必要とする品目

次の諸品目は輸出貿易管理令付表に記載の制限品目に該当し、国内需要、輸出及び特別調達の間で特別の調整を要する。量の如何にかかわらず、輸出及び屋内消費のため、これ等品目の一部又はすべてを調達するには、調整のため日本政府との事前協議を必要とする。

イ 電気銅

ロ アルミニウム地金

ハ ニッケル地金

#### 第2部 事前通告を必要とする品目

ビスケットを除き、食糧管理法の適用を受ける次の主要食糧を米軍が調達する場合には、通商産業省に対し、直接事前通告がなされるものとする。関係業者は、関連法規に従い、日米政府に対し必要な手続をとる。

イ 米

ロ 大麦

ハ 裸麦

ニ 小麦

ホ 小麦粉

#### 第3部 認可制度の適用を受ける業務

通運、道路運送及び港湾運送等の業務はそれぞれ通運事業法、道路運送法及び港湾運送事業法に基き認可を得て実施することを要求される。従って、この種の業務を含む契約は、前記法律に基き認可を受けた者とのみ締結される。

-----

### 調達調整品目リスト（昭和37年度分）

#### 調達調整品目リスト

合衆国軍隊の地位に関する協定第12条第2項に基づき、当該品目の調達が日本国の経済に不利

な影響を与えることを防止するため、在日米軍が日本政府との調整の上で調達すべき品目を、毎年日米合同委員会において取極めるが、昭和37年度分調達調整品目については次のように合意されている。

第1部 事前協議を必要とする品目

国内需要及び輸出と特別調達との間で特別の調整を要するものは、調達の事前に調整のため日本政府と協議を必要とすることとしているものであるが、現在はかかる協議を必要とする品目はない。ただし、かかる指定の必要が生じたときは、日米間で協議して本リストを修正することができることになっている。

第2部 事前通告を必要とする品目

食糧管理法の適用を受ける次の主要食糧を米軍が調達する場合には通商産業省に対し、直接事前に通告される。関係業者は関連法規に従い、日本政府に対し必要な手続をとる。

- a 米
- b 大麦
- c 裸麦
- d 小麦
- e 小麦粉

第3部 日本の法令の遵守を必要とする事項

次の業務を含む契約は当該法律に基づき認可を受けた者とのみ締結される。

- a 通運事業（通運事業法）
- b 道路運送事業（道路運送法）
- c 港湾運送事業（港湾運送事業法）
- d 航空機製造修理事業（航空機製造法）
- e 武器等製造修理事業（武器等製造法）
- f 計量機製造、修理、販売業（計量法）
- g アルコール製造、販売事業（アルコール専売法）
- h 火薬類製造、販売事業（火薬類取締法）
- i 高圧ガス製造、販売事業（高圧ガス取締法）

-----  
調達調整品目リスト（昭和40年7月（改正））

調達調整品目に関する事項（改正）

従前、調達調整品目リストは各1年毎に更新され合同委の承認を受けてきたが全く更新がないことに鑑み、必要の際にリストを改正することに合意、（合同委承認日付'65年7月5日）

-----  
諸機関労務協約（昭和35年9月）

諸機関労務協約に関する事項

旧行政協定下においては、在日合衆国軍歳出外資金諸機関の労務需要は、直接雇用により充足

されていたが、地位協定の発効に伴い、同協定第12条4の規定により日本国政府による間接雇用によることとなったので、その間接雇用の協約を締結するため、対米折衝を重ねた結果、当該協約に関する次の指針につき日米間の合意をみ、昭和35年9月の日米合同委員会の承認を得た。

1. 諸機関間接雇用の協約についての交渉は、日本国政府を代表する調達庁の小里玲氏と合衆国を代表するJ・R・グローブス大佐との間において行なうものとし、その指針は、次の原則による。
  - (1) 諸機関間接雇用の協約は、別個・独立の協約によるものとし、間接雇用への切替えにあたって当面する諸問題は、当該協約に適切な規定を設けて解決する。
  - (2) 退職手当の計算については、原則として間接雇用への切替え前の勤務期間を通算し、切替えに際して退職手当を支給しない。
  - (3) 間接雇用への切替えは、従来の労働条件を不利に変更することを意図するものではない。
  - (4) 日本国の労働法規の許す範囲において、パートタイム及びスプリットシフトの勤務制度を設ける。
2. 諸機関間接雇用の協約は、合同委員会の承認を得て、効力を生ずるものとする。

以上の指針に基づき、日米間で協議がな行われ、昭和36年11月日米合同委員会の承認を得て、同年12月現行の諸機関労務協約の発効をみたものである。

-----

## 在日米軍従業員の労務問題について（昭和52年12月）

### 在日米軍従業員の労務問題について

昭和52年12月22日  
外務省・防衛施設庁

在日米軍従業員の労務問題に関し、昭和52年12月22日の第380回日米合同委員会において次のように合意された。

在日米軍従業員の雇用の安定は、これら従業員の雇用に係わる経費の増大に伴う財政上の困難によって影響を受けてきているところ、かかる雇用の安定を確保するために、

1. 日本政府は、所要の予算について国会の承認が得られることを条件として、昭和53年4月1日以降に発生する次の経費を負担することに同意する。
  - (1) 法定福利費
  - (2) 任意福利費
  - (3) 管理費

2. 米国政府は、従業員の福祉に十分な考慮を払って、現行の賃金あるいは他の労働条件を切り下げることなく、昭和52年度の在日米軍従業員の給与改定が国家公務員と同時同率で円滑に実施されることにつき日本政府に同意する。

良好な労務関係維持のため、米国政府は、将来在日米軍従業員の給与改定を右と同様の考慮を払って実施するよう努力することにつき日本政府に同意する。

3. 懸案となっている問題の解決を達成するために、在日米軍及び防衛施設庁は、左につき引き続き検討を行う。

- (1) 所要の日本の法令を基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約におりこむべしとの日本側提案について

- (2) 業務を民間契約業者に切り替えることを必要とするような事態が生じた場合における事前の協議方法について
- (3) 有意義な労務政策策定のために要望される長期的雇用計画の作成の可能性について

-----

在日米軍労務費問題に関する事項（昭和53年12月）

在日米軍労務費問題について

昭和53年12月28日  
外務省・防衛施設庁

在日米軍労務費問題に関し、在日米軍従業員の雇用の安定を確保するため、また、米側の財政的困難を緩和し、もって日米安保体制の円滑な実施を確保するために、現行の地位協定の枠内で米側の労務費負担の軽減を図り得る余地があるか否かにつき種々協議検討が重ねられてきたところ、昭和53年12月28日の第404回日米合同委員会において、次のように合意された。

昭和54年4月1日以降の在日米軍従業員の労務の提供に関し、米側は、在日米軍従業員の給与につき国家公務員の給与に相当するものを基本労務契約、諸機関労務協約及び船員契約の下で負担し並びに給与改定を国家公務員と同時同率で実施するとの米国政府の立場を保証し、日本側は、右の米側の負担を前提として引き続き労務の提供を行うこととする。

また、これに従い、米側は、従業員に対し次の措置に必要な経費を昭和54年4月1日以降負担することに同意した。

- (1) 住居手当を公団・公社等の公営の賃貸住宅及び自己所有住宅の居住者に対して支給すること。
- (2) 調整手当を新たに諸手当に算入すること。
- (3) 夜間看護手当及び通信・公安関係夜間勤務手当を国家公務員並みに引き上げること。

他方、日本側としては、所要の政府予算が編成され、かつ、国会の承認が得られることを条件として、地位協定第24条の規定の下における最大限の措置として昭和54年4月1日以降次の経費を日本国政府が負担するとの結論を表明した。

- (1) 格差級
- (2) 語学手当
- (3) 退職手当のうち国家公務員の水準を上回る部分
- (4) 格差級及び語学手当の他の諸手当への算入分

なお、第380回合同委員会において在日米軍と防衛施設庁との間での継続検討が合意された次の諸懸案については、引き続き話し合いを行い、その結果について速やかに合同委員会に報告することが合意された。

- (1) 所要の日本の法令を基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約におりこむべしとの日本側提案について
- (2) 業務を民間契約業者に切り替えることを必要とするような事態が生じた場合における事前の協議方法について
- (3) 有意義な労務政策策定のために要望される長期的雇用計画の作成の可能性について